

8 管理運営

[現状の説明](評価の視点 8-1 から 8-6)

8-1 法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。

「神奈川大学大学院学則」の規定に基づき、大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために設置されている大学院委員会を規定する「神奈川大学大学院運営規程」と、法務研究科の円滑な運営を図ることを目的とし、「神奈川大学大学院法務研究科規程」が定められている。

法務研究科委員会には、委員会を代表としてその運営に当たり、議長として委員会の議事を司る研究科委員長と、その職務を補佐する運営委員が2名おかれている。

8-2 法科大学院の設置形態にかかわらず、法科大学院の教学およびその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。

大学院学則第8条に基づき設置されている法務研究科委員会は意思決定機関として、教員人事・教育課程・修了認定及び学位授与等の重要議案を審議・決定する。研究科委員会で決定された事項のうち、全学に及ぶ事項については、教学の最高決定機関である大学院委員会において審議・決定がなされる。さらに、教員人事及び規程の改廃等については、理事会での審議・決定を以って最終決定となる。

8-3 法科大学院固有の運営管理を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。

「神奈川大学大学院法務研究科規程」3条にもとづき、本研究科委員長は本研究科委員会において互選される。互選は、委員の半数以上が出席する委員会において行うものとし、有効投票の過半数を得た者が当選者となる。任期は2年である。長の罷免についての規定はない。

2004年度第1回法務研究科委員会(2004年4月21日、14名全員出席)において矢口俊昭教授を互選により初代委員長に選出し、2005年度第8回法務研究科委員会(2005年11月16日、12名出席)において阿部浩己教授を第2代委員長に選出した。その一方で、これまで、委員長の罷免の例はない。

8-4 法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。

本研究科は専門職大学院として本学では独立した設置形態になっているため、管理運営上、他の学部・研究科等との連携・役割分担については、制度上、特段の考慮を必要とはしていない。

ただ、法学系部署間の円滑な関係を築くため、法学部および大学院法学研究科との間で、「法学系学部・大学院協議会に関する申し合わせ」にもとづき、毎年「法学系学部・大学院全教員集会」を開催するなどして、管理運営にかかる情報交換をはかっている。また、当該申し合わせに従い、2007年4月から、法学部・大学院法学研究科・法科大学院の執行部を構成員とする協議の場を持ち、神奈川大学における法学教育を包括的に捉え、管理運営面でもより適切な連携を図る体制整備も進めている。その際、法学部との間では、適切な教員人事配置について検討も行っているが、これは、専門職附則2により、法学部の専任教員の必要数に算入されている 4

名の兼任状態の早期解消のために特に重要なものである。

このほか、法学研究所との関係でも、本研究科全専任教員が同研究所の所員でもあることから、その意思決定に参画している。

8-5 法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤および資金の確保に努めているか。

法科大学院の教育研究活動の環境整備は、開設 2 年目（2005 年 4 月完成）に横浜キャンパス内に法科大学院棟（24 号館）を建設し、その充実を図った。館内は、ロー・ライブラリー、資料作成室、講義室、演習室、法廷教室、リーガルクリニック室、大学院生研究室、パソコン演習室、教員研究室等で構成され、e-ラーニングシステム等の IT 環境も整備し、双方向的な授業のサポートやそれに必要な教材の提供ができるしくみとなっている。

法科大学院棟の総工費は、8 億 3,700 万円であるが、財政的には単年度収支を圧迫しないよう 2004 年度から第 2 号基本金へ先行組入れ（5 億円）を行うなど計画的な資金繰りにより建設された。

2007 年度における法科大学院の経常的な予算は、3,200 万円であり、そのほか、設備充実等を目的とした特別予算 600 万円、図書館予算では、法務研究科教員研究用図書費 600 万円、教員に対する個人研究費 1 人当たり 30 万円が予算措置されており、教育研究活動を担保する予算は、充実しているといえる。

また、学生の修学支援として、1934 年から実施している伝統のある給費生制度を法科大学院にも神奈川大学大学院法務研究科（法科大学院）給費生規程として設置し、採用者には年間 100 万円を支給しているほか、給付型の奨学金としては、学業成績、人物共に優秀でかつ経済的に困難がある学生を対象とした学費減免奨学金、卒業生からの寄付を基金とし、その果実を一部原資とした村橋・フロンティア奨学金、寄付者の氏名等が冠となり、給付の条件を指定できる激励奨学金、卒業生団体の社団法人宮陵会からの寄付を原資とした大学院給付奨学金などが設けられており、2006 年度は、法科大学院生に対し総額で 1,700 万円の奨学金が給付されている。そのほか、貸与型の奨学金として、大学院修了後まで返済が猶予できる貸費生貸与金や社団法人宮陵会の貸与奨学金などの制度がある。

環境整備のための財政基盤及び資金の確保については、大学院法務研究科の収支を独自に消費収支内訳表に展開して見ると、1 億 3,500 万円の支出超過（2006 年度決算）となっており、今後の収支見通しとしても、収入超過への転換は困難であることが予想される。しかし、法務研究科の設立は、神奈川大学が法学部を擁しかつ地域の総合大学として社会的役割を果たすためには、必要不可欠な研究科であるとの認識から、学校法人総体の収支を踏まえ、その一部として法務研究科を位置付けている。したがって、学校法人全体の財政基盤を確立することが、ひいては、法科大学院の財政基盤の確立及び資金の確保に繋がると考えている。

8-6 法科大学院における管理運営の機能・在り方等の充実を図るために、特色ある取組を行っているか。

法務研究科の管理運営は、関係する学部・研究科との適切な連携が必要であることから、法務研究科、法学研究科、法学部の 3 者による「法学系学部・大学院協議会」を設置し、教育・研究における相互の協力関係の維持発展を図っている。

また、法科大学院は大学院としての側面とその教育方法においては学部的側面をあわせ持つ教育組織であることから、全学組織との連携において大学院委員会、大学院委員長会議などの大学院関係会議への参画はもちろん、必要な場合は学部長会や教学評議会などの学部関係会議に出席し意見を陳述することができる。

【点検・評価(長所と問題点)】(評価の視点 8-1 から 8-6)

法科大学院の管理運営に関する規程は、法務研究科設置当初から整備され、適正に運用されている。

法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重について、上位の会議体においては、規程違反などの特別の事情がない限り、研究科の決定は基本的に尊重されたうえで、意思決定がなされている。

規程上も、その運用の実際においても、研究科の決定は尊重されており、問題はない。

委員長の選出には、本研究科専任教員としての資格を有することが実体的基準として内包されている。手続面も含め、選出基準は適切と考える。その運用も適切になされてきている。ただし、長の罷免については規定化が必要である。

財政基盤の確保について、法科大学院の収支は、現状の支出超過の状況を脱することは、将来的にも困難が予想されるが、完成年度を過ぎたことから、教育研究状況を見極め、経常的費用を見直すことにより、重点的に資金を再配分する必要がある。

また、法人全体の財政状況については、現状では良好な状況にあり、また、法人総体の財務体質は年々改善の方向に向かっていると判断しているが、財務分析では、未だ平均値を下回る指標もあることから、全体のバランスをとることができるよう今後も改善に努めていかなければならない。

特色ある取組として、法務研究科の開設は関係する法学部、法学研究科になんらかの変革・改編を求めずにはおかない事柄であり、法務研究科の人事や教育課程の運営にあたっては法学系学部・大学院協議会の設置は適切である。

また、法務研究科委員長が学部関係会議に出席し意見陳述ができることは、法務研究科の機能強化や学内の存立位置を明確にできるなどの長所がある。

ただし、現時点では法学系学部・大学院協議会において教育課程の連携など、3者の密接な連携・協力関係が必要となる事項について実質的な協議を行うまでに至っていない。

【将来への取組み・まとめ】(評価の視点 8-1 から 8-6)

法科大学院の管理運営、法科大学院固有の専任教員組織の決定の尊重共に、現在のところ、将来へ向け新たに取り組むべき特段の課題はないものと考えている。

本学には、学長(学長辞任請求規程)を除き、**長の罷免**について規定がないことから、全学的に歩調をあわせて罷免についての規定を整備していくこととする。

財政基盤を確保し、法科大学院教育の充実に資するため、今後とも必要に応じた財政措置を講じるとともに、一方では、経常的費用の節減に努め、財政収支上は現状維持もしくは多少でも支出超過が改善できるよう努めていく必要がある。

法科大学院を含めた大学間競争の時代を勝ち抜き、魅力ある教育・研究活動を実践していくためには、財政基盤の安定に継続して努めていかなければならない。収

入の 8 割を占める学生生徒等納付金の確保はもとより、資産運用や補助金をはじめとする外部資金の獲得等により収入の増加に努めるとともに、経費削減に努め、引き続き健全な財政を維持する。

特色ある取組として、法務研究科、法学研究科、法学部の 3 者が今後も並存し、かつ有効に協力関係と連携が保たれ維持・発展するために法学系学部・大学院協議会の活動を強化していく必要がある。また、全学部との連携強化を図り、法学部以外からの法務研究科進学希望者を育成するなどの環境作りを目指す。